

# 災害に強い森林づくりを進めるため、

## 「みえ緑と森のきずな税(仮称)」

### の導入を目指しています。

三重県



#### なぜ、県民みんなで森林づくりを支える必要があるのでしょうか？

私たちは、木材等資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、手入れ不足の森林が増加し、身近に存在する里山についても、日々の暮らしとは疎遠なものとなってヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。さらに、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との絆が弱まってきています。

このような中、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、山崩れに伴って発生した土砂や流木によって下流域まで巻き込むような大きな被害がもたらされました。

本県における最近10年間の時間雨量80mm以上の「猛烈な雨」の発生回数は30年前と比べて3.5倍に増加しています。このような集中豪雨の頻発や台風の大型化が顕著になる状況と、荒廃森林の増加などを考え合わせた時に、県民の皆さん的生命・財産を守るために、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実施する必要が生じています。

また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりも必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

森林所有者や山村地域だけで森林を適正に管理することが困難な状況の中、地域社会全体で森林づくりを支える新たな仕組みが必要となっています。そのために必要な費用を、県民の皆さんに幅広く負担していただくため、県では、平成26年4月の導入を目指して「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の創設を検討しています。



手入れ（間伐）不足の人工林



旧宮川村の被害（平成16年）



人家に迫る竹ヤブ



海岸を埋め尽くす大量の漂着流木等



紀伊半島大水害の被害

お問い合わせ先

税の使いみちに関すること 三重県農林水産部みどり共生推進課 TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070  
税のしくみに関すること 三重県総務部税務・債権管理課 TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321

# いただいた税は

このように使いいます



## 新しい税のしくみはこう考えています

### 「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の趣旨

- 森林の恩恵は全ての県民が受けている。
- 地域社会全体で森林づくりを支える新しいしくみをつくる必要がある。
- その費用は、県民の皆さんに幅広く負担していただく。

性格が一致

### 県民税均等割の性格

- 地域社会の会費的なもの
- 個人も法人も地域の構成員として幅広く負担を求める。

県民税均等割に上乗せして課税する  
**「県民税均等割の超過課税方式」**を採用

### 課税方式

県民税均等割に上乗せする方法

### 納める人

県民税均等割を納めている方

### 税率

個人：年額 1 千円  
(現行の均等割 1 千円に 1 千円を上乗せ)

### 見直し期間

5 年間

法人：年額 2 千円～8 万円

(現行の均等割の 10%相当額を上乗せ)

## 個人のモデルケース

### 夫婦+子供 2 人の場合



夫の給与収入金額 600 万円(年額)  
妻の給与収入金額 200 万円(年額)  
子供 2 人は収入なし

夫	1,000 円
妻	1,000 円
子供 2 人	非課税

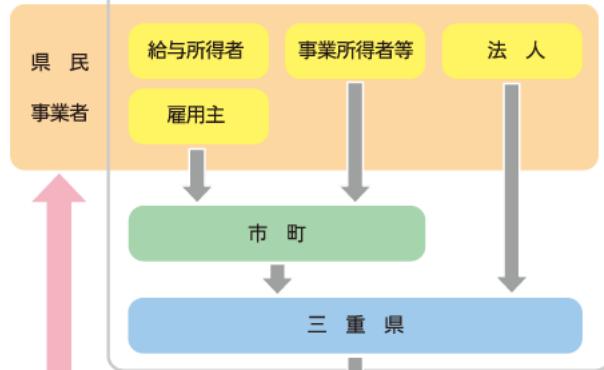
### 夫婦の場合



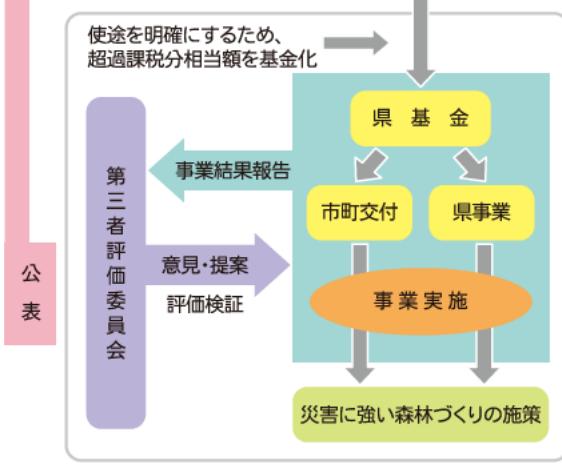
夫の年金収入金額 250 万円(年額)  
妻の年金収入金額 90 万円(年額)

夫	1,000 円
妻	1,000 円
非課税	

## 新しい税のしくみ (イメージ)



納税のしくみ



事業執行のしくみ